

人口増推進室設置規程を次のとおり定める。

平成29年3月22日

総社市長 片岡聰一

人口増推進室設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）第12条の規定に基づき移住定住及び空き家に関する事務並びに人口増のための施策に関する事務を処理するための組織の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の事務を処理するため、総合政策部に人口増推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(職員)

第3条 推進室に室長を置く。

2 推進室に室長代理、主幹、主査、主任その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、上司の命を受けて推進室の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 室長代理は、室長を助け、所属職員を指揮し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 主幹は、室長を助け、推進室の事務を整理し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 主査は、上司の命を受けて推進室の事務を処理し、所属職員を指揮する。

5 主任は、上司の命を受けて推進室の事務のうち特定の事項を処理し、所属職員を指揮する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて、担任事務を処理する。

(事務分掌)

第5条 推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 移住定住の推進に関すること。

(2) 空き家に関する総合調整に関すること。

(3) その他本市の人口増のための施策の総合調整に関すること。

(専決事項等)

第6条 室長の専決事項及び代決の順序は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める主務部長の例による。

2 室長を除く推進室に属する職員の代決の順序は、総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。ただし、室長の専決事項については、室長代理が第1次代決者として、主幹が第2次代決者として処理することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。